

わが国における外国弁護士制度は、一九八六年五月に「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（いわゆる「外弁法」）が成立した時から始まり今回に至っている。過去において、司法制度のみならず政治的色彩をも需ひた問題として数次にわたり改正が行われた。このたび、日本弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の自由化と外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の解禁を骨子とする外弁法の更なる改正が行われた。同改正も司法制度改革の一環として行われるものである。

か、わが国の弁護士制度に多大な影響を及ぼすものと予測される。本特集において、下條論文により、外弁制度開始からこれまでの改正の経緯と今回の改正の内容を検証し、大塙論文により諸外国において外国弁護士受入制度がそれそれどのようになっているかを概観する。さらに垣貫論文により、わが国における外弁制度が当事者である外国法事務弁護士としての立場からどのよう受け止められるか、さらには課題が残されているかを指摘する。

日本の外国弁護士受入制度の変遷

- 一 一二〇〇三年外弁法改正の成立
- 二 一二〇〇三年改正前までの経緯
- 三 一二〇〇三年改正の経緯
- 四 一二〇〇三年改正の内容
- 五 今後の問題

一二〇〇二年外弁法改正の成立



第一東京弁護士会会員
下條正浩
Shōyō Matsubara

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（本稿において「外弁法」という）の改正案が司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（案）の第三章弁護士及び外国

法事務弁護士の制度の整備の第八条として一二〇〇三年七月一八日に国会で可決され成立した。同法は一二〇〇三年七月二十五日に官報に公布された。その骨子は日本弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の自由化と外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の解禁であり、わが国の弁護士制度に非常に大きな影響を与えるものと予想される。上記の点に関する外弁法改正は、公布の日から二

年以内で政令で定める日から施行されることになっている。

一一〇〇三年改正前までの経緯

1 外弁法の成立

一九七七年七月にニューヨークのミルバンク・ツィード・ハドレイ・アンド・マックロイ法律事務所のシャビロ氏が東京事務所を日比谷のプレスセンター・ビル内に開設して以来、米英の法律事務所が日本進出を計画し法務省に申請を出した。これに対し法務省及び日弁連は弁護士法七二一条（非弁活動の禁止）に反するとして反対した⁽¹⁾。

一九八二年三月には日米貿易小委員会が外国弁護士受入問題を経済摩擦問題の一環として提起し、外交問題に発展した。これが第一次外弁問題である。第一次外弁問題に対処するため日弁連は一九八一年二月に外国弁護士対策委員会を設置し、その後同委員会及び一九八五年四月に設けられた外国弁護士問題に関する理事会内小委員会は法務省との協議を経て外国弁護士受入制度の枠組みを作りあげていった。

外弁法は一九八六年五月に成立し、一九八七年四月一日から施行された。そこに至った経緯としてなによりもまず、外弁問題は日本の弁護士制度の根幹にかかわる問題であり自治権を持つ日弁連が自主的に解決すべき問題であるとして対応がなされたことが

指摘されなければならない。このことは一〇〇三年外弁法改正についても貫かなければならない原則であるにもかかわらず、日弁連の臨時総会における承認を得ることなく結着されたことは遺憾である。

一九八六年五月における外弁法成立の際には、一九八五年一二月九日に日弁連の臨時総会が開催され、次の外国弁護士受入制度の基本方針が承認された。

- ① 外国弁護士の承認は相互主義に基づくこと。
- ② 外国弁護士は日弁連の指導・監督のもとにおくこと。
- ③ 外国弁護士の職務範囲は自國法及び指定法に限ること。
- ④ 日本の弁護士を雇用すること及び日本の弁護士との事務所の共同経営を禁止すること。
- ⑤ その他の具体的条件は理事会の定めるところによること。

この総会決議に基づき一九八六年二月に理事会において「外国弁護士制度要綱」が策定され、日弁連会長から法務大臣に対し上記制度要綱に基づく立法化が要請され、上記のように外弁法の成立に至つたのである。外弁法の主な内容は次のとおりであった。

- ① わが国の弁護士となる資格を有する者について原資格国において外弁法による取り扱いと実質的に同等な取り扱いがなされていることを承認の要件とした（旧一〇条二項）。
- ② 外国法事務弁護士となるには、日弁連に備える名簿に登録されなければならず（一四条）、外国法事務弁護士は日弁連の

懲戒権に服する（五一一条）。

③ 外国法事務弁護士は原資格国法に関する法律事務及び指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、国内の裁判所、検察庁その他官公署における手続についての代理等一定の法律事務は行うことができない（二二条一項、五条）。

④ 外国法事務弁護士は弁護士を雇用してはならないし、また弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営んではならない（四九条）。

⑤ 外国法事務弁護士の承認基準として外国弁護士として五年以上の職務を行った経験を有することが必要である（一〇条一項一号）。

⑥ 外国法事務弁護士の事務所の名称として外国法事務弁護士の所属ローファームの名称を使用することを禁止した（旧四五条二項）。

2 第二次外弁問題

外弁法施行後間もなく一九八九年に米国及びECから次のように外國弁護士の活動制限に関するいわゆる五項目要求がなされたことから、第二次外弁問題が発生した。

- ① 外国法事務弁護士と弁護士との共同経営を認めること。
- ② 外国法事務弁護士による弁護士の雇用を認めること。
- ③ 職務経験要件の算定にあたり日本での職務経験を算入できること。

るようにしてすること。

④ 事務所名として本国におけるローファーム名の使用を認めること。

行為できるようにしてすること。

これに並行して「関税及び貿易に関する一般協定（GATT）」のウルグアイ・ラウンド交渉の一環としてリーガル・サービスもその対象の一つとする「サービス貿易に関する一般協定（GATS）」の締結に向けての協議が行われ、GATSに含まれる最惠国待遇条項により加盟国に対し平等の待遇を与えるべきだため、上記外弁法の相互主義を維持することは困難な状況となってきた。上記の五項目問題を審議するため一九九二年九月、学者、法務省、経団連、弁護士、有識者からなる外国弁護士問題研究会（以下「第一回外弁研」という）が発足した。第一回外弁研は北米及びヨーロッパに調査団を派遣し、一六回にわたる会合を経て、一九九三年九月三〇日に次の内容の報告書を提出した。

① 外国法事務弁護士が弁護士と共同事業を営むことができるようになる。ただし、外国法事務弁護士が弁護士の日本法に関する法律事務の処理に介入することを防止し、かつ、雇用の禁止の脱法手段として共同事業が利用されることはないとする。

② 外国法事務弁護士が単独で弁護士を雇用することは引き続

き禁止する。しかし、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所においては弁護士を雇用することができるようとする。

(3) 日本におけるトレーニーとしての実務経験期間を一定限度で職務経験期間として算入することにより職務経験要件を緩和する。

④ ローファーム名称を外国法事務弁護士の事務所名として使用できるようとする。

(5) 国際商事仲裁における代理問題については一層の自由化に向けて制度を改正する。

これを受けて日弁連は一九九三年一二月三日に臨時総会を開催し、次の基本方針を承認した。

① 相互主義の緩和

(2) (1)弁護士の職務の独立性、(2)日弁連の監督の維持、及び

(3) 日本法に関する事務の取り扱いの禁止を基本原則として、共同事業を容認する。

(3) 職務経験要件、所属ローファーム名称の使用、国際仲裁事件の手続の代理について、制限緩和の方向を容認する。

この総会決議にそって外弁法の改正案が作成され、一九九四年六月に改正外弁法が成立した。その改正点は次のとおりである。

① 相互主義の緩和（一〇条三項二号）

わが国が相互主義を適用しないことを条約その他の国際約束において約束した国については相互主義を適用しない。

② 五年の職務経験要件の緩和（一〇条二項）

五年の要件は維持するが、わが国において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されて原資格国法に関する知識に基づいて労務を提供した期間については通算して二年を限度として職務経験に算入することができる。

(3) 登録を取り消した者の承認の効力失効の規定の新設（一二条)

④ 事務所の名称の規制緩和（四五条、四七条）

原資格国において所属するローファームの名称を直接外国法事務弁護士事務所の名称として使用することができる。ただし、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

(5) 「特定共同事業」の許容（共同事業の規制緩和）（四九条の二（四）

弁護士としての職務経験が五年以上である弁護士とする場合に限り特定共同事業を営むことが許される。ただし、(1)訴訟業務及びこれに準ずる法律事務、(2)日本法のみが適用される法律事件についての法律事務でその取り扱いについて外国法に関する知識を必要としないものについては原則として共同の事業の目的とすることはできない。

この改正外弁法は「サービス貿易に関する一般協定」（GATS）を含む「世界貿易機関を設立する協定」（WTO協定）と軌を一にして一九九五年一月一日から発効した。

3 国際仲裁代理に関する改正

上記の一九九三年九月の第一回外弁研の報告書は国際商事仲裁における代理の問題については一層の自由化に向けて制度を改正する方向で検討を進めていくことを提言した。これを受け一九九四年六月に国際仲裁代理研究会が発足した。同研究会の報告書に基づき日弁連は一九九六年二月二二日に臨時総会を開き、外国弁護士及び外国法事務弁護士が準拠法のいかんにかかわらず我が国を仲裁地とする国際仲裁手続において当事者を代理することを承認した。一九九六年六月に上記を内容とする外弁法の一部改正が成立し同年九月一日から施行された。

4 第二次外弁問題

一九九五年一二月一四日付行政改革委員会の報告書「規制緩和弁護士の雇用を認めることが必要であるとし、職務経験要件についての推進に関する意見」(第一次)は、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を認めることに合理的根拠が見当たらないとし、また第三国法の取り扱いについても規制を残すことの説得的理由は必ずしも十分とは言えないとした。

これを受けた一九九六年三月二九日付閣議決定「規制緩和計画の改定について」は、外国法事務弁護士による弁護士雇用について「外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止について、改正外弁法の適用を見守りつつ、雇用に関する弊害の有無等の調査に

努めた上、見直しについての検討に着手し、一九九七年度中に結論を得るよう努める。」とし、外国法事務弁護士の職務経験要件については「外国法事務弁護士の資格承認基準である職務経験要件について、改正外弁法の運用を見守りつつ、近年の諸外国の法制の動向等の調査に努めた上、見直しについての検討に着手し、一九九七年度中に結論を得るよう努める。」とし、さらに、外国法事務弁護士による第三国法の取り扱いについては「外国法事務弁護士の第三国法に関する法律事務の取り扱いについて、改正外弁法の運用を見守りつつ、近年の諸外国の法制の動向等の調査に努めた上、見直しについての検討に着手し、一九九七年度中に結論を得るよう努める。」とした。ところが、一九九七年三月二八日付閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」は、上記の三項目についていずれも、検討の結論を踏まえ一九九七年度中に所要の法改正の措置を講ずるとした。

これに対処するため、一九九六年に法務省と日弁連によって外国弁護士問題研究会(以下「第二回外弁研」という)が設置された。第二回外弁研は主として次の二点について検討を行った。

- (1) 外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を認めるか否か
- (2) 外国法事務弁護士の登録につき必要とされる職務経験要件を緩和するか否か
- (3) 外国法事務弁護士に第三国法の取り扱いを認めるか否か

第二回外弁研における最大の争点であった上記(1)について雇用

の禁止は維持することとされた。問題となつたのは、雇用解禁に代わるものとして特定共同事業の目的範囲を拡大するにあたり、純粹日本法案件（涉外性のないもの）を認めるか、涉外性のある争訟案件を認めるかであった。両論あつたが最終的には後者を特定共同事業の目的に加えることで決着した。第二回外弁研は一九九七年一〇月三〇日に次の提言を内容とする報告書を提出した。

- ① 職務経験要件については原資格国における職務経験の年数を三年以上とし、日本における労務提供は一年を限度として職務経験に算入することができる。
- ② 第二国の中資格を有する外国弁護士の書面による助言を受けた場合には第三国法に関する法律事務を行うことができる。
- ③ 共同事業の目的の制限を緩和し、涉外性のある案件を目的に加えることができる。

これに基づき、一九九七年一二月一八日に日弁連臨時総会が開催され、①職務経験要件を三年とすること、②第三国の中資格者の書面による助言があるときは第三国法に関する法律事務の取り扱いを認めること及び、③特定共同事業の目的として涉外性のある案件については訴訟事務をも含むことを承認した。一九九八年五月に外弁法が改正され同年八月一三日から施行された。この改正により特定共同事業の目的の制限が緩和され、涉外的要素を有する法律事務については訴訟事務等に至るまで特定共同事業の目的に加えることが許容された。また、外国法事務弁護士に要求さ

れる職務経験要件は三年に短縮され、そのうち一年は日本における労務提供期間でもよいとされた。さらに第三国法の取り扱いについては、第三国の中資格者の書面による助言があればこれを行なうことができるときとされた。

- (1) NBL 一九七九年 No.一八九 四九頁
- (2) 同報告書六六頁
- (3) 同閣議決定二三九頁及び二四〇頁
- (4) 同閣議決定三七二頁及び三七三頁

三 一九九九年改正の経緯

一九九九年六月一二日に公表された司法制度改革審議会の意見書は、司法制度改革問題における国際化の推進を提言した。弁護士（法曹）の国際化については「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。具体的には、日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業（現行制度下では、日本弁護士と外国法事務弁護士が、法令の定める一定の要件の下で、涉外的要素を有する法律事務を行なうことを目的とする共同の事業とされている。）の要件緩和等を行うべきである。外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用禁止等の見直しは、国際的議論もにらみつつ、将来の課題とし

て引き続き検討すべきである。」と述べている。⁽⁵⁾これを受けて二〇〇一年一二月には司法制度改革推進法が成立し、同法に基づき

司法制度改革推進本部が設置され、司法制度改革審議会の意見書にのとり司法制度改革を進めることとなつた。司法制度改革推進本部のもとに一一個の検討会が設置され、司法制度改革の制度

設計につき議論している。その一つに国際化検討会がある。その主題は特定共同事業の見直し、法整備支援及び弁護士の国際化の

三つである。国際化検討会は諸方面からの意見を聞くため一人のメンバーからなり、学者三名、経済界から二名、日本弁護士二名、外国弁護士一名、官僚一名という構成となっている。国際化検討会は二〇〇一年一月から一六回の検討会を開催し、特定共同事業の見直し及び外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用に関する議論を行つた。

ここで注意すべきはこれまでの第一回外弁研及び第二回外弁研はいずれも法務省と日弁連によって主催され法務省と日弁連に対して政策決定のための提言をし、日弁連はその内容を臨時総会において承認し改正外弁法が作成されたという経緯があった。これに対する国際化検討会は司法制度改革推進本部によって主催された諮問機関にすぎず、提言を盛り込んだ報告書を作成するもので

はなく、国際化検討会での議論は司法制度改革推進本部が法案を作成する際に参考とするものに過ぎないとされた。したがって、二〇〇三年の外弁法改正は日弁連の臨時総会における承認を経て

いないものである。

(5) 同意見書五五頁

(6) 国際化検討会における議論状況については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/08kokusaka.html> を覗むことがわかる。

四 二〇〇二年改正の内容

国際化検討会の委員である私は日本弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の自由化には賛成したが、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の解禁には、①共同事業の自由化を認めるときは単独雇用まで認める必要がないこと、②単独雇用を認めるときは外国法事務弁護士による日本法の取り扱いを事实上認めることになること、③司法制度改革審議会の意見書は単独雇用については将来の課題として引き続き検討するとしており今回の司法制度改革の課題としていること、及び④日本弁護士が外国法事務弁護士の指揮命令監督下に置かることは日本弁護士の独立性を侵害することになることを理由として反対した。にもかかわらず、国際化検討会の多数の委員の賛成で単独雇用の解禁にまで踏み切ったものである。

現行外弁法四九条は外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を作成する際に参考とするものに過ぎないとされた。したがって、と外国法事務弁護士と日本弁護士との間の共同事業と収益の分配を禁止している。そして四九条の二においてその例外として特定

共同事業が認められている。今回の改正案はこれらの規定をすべて削除している。その代わり、新四九条は外国法事務弁護士が日本弁護士を雇用するとき権限外法律事務に関する雇用関係に基づく業務上の命令を禁止し、新四九条の二是共同事業関係にある日本弁護士が行う外国法事務弁護士の権限外法律事務に関し外国法事務弁護士による不当な関与を禁止している。新四九条の三是外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用及び共同事業の届出を定めている。共同事業の表示については現行法の特定共同事業の表示と同様に事務所名を併記することを原則とする（新四九条の四）が、例外として、①事務所を共にし、②共同事業の範囲に制限がない、③外国法共同事業の文字を含むときには、外国法事務弁護士の事務所は日本弁護士または弁護士法人の事務所名と同一の名称を使用できるとされている（新四九条の五）。この点において注意すべきは、外国法事務弁護士と弁護士法人との共同事業も認められている点である。弁護士法人は支店を設けることができるのにに対し、外国法事務弁護士は複数事務所を持つことはできないので、国際化検討会において私は慎重論を述べたにもかかわらず、採用されたものである。また、上記の場合、外国法事務弁護士は弁護士法人の事務所の名称を名乗ることができるとされているので、弁護士法人の名称とその事務所名称は一致しなければならないという見解を探るときは、弁護士法人の社員は日本弁護士に限り、本弁護士が行う外国法事務弁護士の権限外法律事務による不當な関与を禁止している。

共同事業が認められている。今回の改正案はこれらの規定をすべて削除している。その代わり、新四九条は外国法事務弁護士が日本弁護士を雇用するとき権限外法律事務に関する雇用関係に基づく業務上の命令を禁止し、新四九条の二是共同事業関係にある日本弁護士が行う外国法事務弁護士の権限外法律事務に関し外国法事務弁護士による不当な関与を禁止している。新四九条の三是外

務弁護士を認めることになるのに等しい結果となる。これに対し、弁護士法人の名称とその事務所名称とは異なりうるという見解を採るときは、外国法事務弁護士はその法律事務所名を名乗ることができることになる。この点は今後明確にされる必要がある。

五 今後の問題

二〇〇三年の改正外弁法が二〇〇五年に施行されたとき日本の弁護士制度にどのような影響を及ぼすであろうか。

1 日本のドイツ化

「自由と正義」の二〇〇一年一一月号に掲載された川村明弁護士による論文「弁護士制度変革の世界的な潮流とWTTO」が指摘するように日本の法律事務所はドイツにおいて起こったように歐米の法律事務所に吸収されていくことが予想される。同論文によれば、ドイツの一〇大事務所のうち九つまでが欧米の法律事務所か会計事務所の傘下にあるとのことである。多国籍に活動している日本企業を巻き込む国際的M&Aにおいて、外国法事務弁護士事務所と一体型の共同事業をしている日本の法律事務所が用いられれば独立系の日本の法律事務所も一体型の共同事業を考えざるを得ないであろう。そのような動きが促進される場合、仮に改正外弁法施行から一年経った二〇〇六年の東京における弁護士の数

が一万人とし東京にある外資系の法律事務所に所属する日本弁護士が士の数が二〇〇〇人（外資系法律事務所の数を二〇とし、所属弁護士数の平均を一〇〇人とする）とすると二割を占めることになる。そのような場合には、外資系法律事務所所属の弁護士がロビーアクション活動をすることも考えられる。たとえば、日弁連の外弁委員会に多数の委員を送り込み外資系事務所に有利な共同事業に関する会則の改正を図ることが考えられる。次に、弁護士報酬が高くなることが予想される。これはアメリカの法律事務所における弁護士の初任給がバブル期にパロアルトとニューヨークの法律事務所が競いあい一六万ドル（一ドル一二〇円として一九二〇万円）となりその後なかなか下げることができないという事情がある。外資系法律事務所における初任給もこれに引きずられたものになり、多くの新卒の弁護士をひきつけることになるであろう。そのような高額の初任給を払う場合にはそこで働く弁護士の時間あたり単価も高くせざるを得ないであろう。現在でも外国法事務弁護士の時間あたり単価は同レベルの日本弁護士と比べると倍近いといわれている。アメリカの法律事務所に吸収されたドイツの弁護士と話したときにも彼らの時間あたり単価はかなり高くなつたと認めていた。

2 日本弁護士の独立性の確保

最初の日本法の法律事務の遂行においてはアメリカではビジネスローヤーという側面が強調されていることに留意する必要がある。すなわち、弁護士は依頼者の最大の利益となるよう依頼者が要求する達成されるよう創造的に法律を解釈していくべきだというものである。日本弁護士がある一定の事項は日本法上できないといつたとき、ボスである外国法事務弁護士がアメリカ法上できるのになぜ日本法上できないのか、できると解釈する方が合理的ではないか、競争相手の某法律事務所はできるといつていいようである、このままでは某法律事務所に依頼者を奪われるかもしだいと迫つたとき、雇用なしし実質的に雇用に近い日本弁護士はどこまで抵抗できるであろうか疑問である。

次に日本事務所の経営事項に関する独立性がある。一九〇三年改正は日本弁護士と外国法事務弁護士との共同事業を認めただけであり、日本弁護士と海外にいる外国弁護士との共同事業を認めたものではない。にもかかわらず日本弁護士の時間あたり単価はニューヨークまたはロンドンの本部（ヘッドクオーター）によって決められることになるであろう。タイムシートに現れた時間は毎

月請求することが義務付けられ、請求時間を削ることや請求をのばすにはヘッドクオーターにあるマネジメントコミッティの承認がいることとなるであろう。好況のときは問題が出てこないであろうが、いったん不況となつたときにはたとえば弁護士を10人、事務員を20人解雇せよという指示がヘッドクオーターから来ることが予想され、これに逆らうこととは非常に困難であろう。もちろん、日本弁護士が外国法事務弁護士と真に対等な立場に立って

日本における共同事業を行うことが望ましいしそのような共同事業も可能であると思われるが、上記のような現象が起こることは現実問題として大いにありうることである。

3 外弁法違反行為の是正

外弁法により外国法事務弁護士の職務範囲は原資格国法、指定法及び第三国の有資格者の書面による助言を得た場合における第三国法の取り扱いに限られ、日本法を取り扱うことは許されない。にもかかわらず、外国法事務弁護士が日本法を準拠法とする契約をドラフトしているという例が後を絶たない。しかしながら、弁護士の秘密保持義務や依頼者との関係から証拠を提出できぬため、また日弁連に調査権限がないため、この違反を摘発したという事例は今までない。2003年改正外弁法は外国法事務弁護士の職務範囲については何の変更も加えていない。しかし、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を認めていた。その目的はニュー

ヨーク州法に準拠する契約をドラフトさせるためではなく、日本法に関する助言がほしいからにほかならない。したがって、上記のような職務範囲を超えた外国法事務弁護士の活動はますます活発になると思われる。このような事態に対処するため、日弁連においても外弁法違反行為を調査し、摘発する体制を整えていく必要がある。

最後に、本稿中、意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、日弁連または私が委員長を務める外国弁護士及び国際法律業務委員会の見解ではないことをお断りしておく。

(7) 自由と正義 2003年1月号 14頁以下

外弁法改正の経緯

	誰からの要請か	問題点	諮詢を受けた機関	同機関の提言	日弁連臨時総会	法(改正法)の内容
1986年法 (1987.4.1 施行)	日米貿易小委員会 米 EC	外弁受入制度の構築 相互主義	外弁対策委員会、 理事会内小委員会 と法務省の協議	日弁連「外国弁護士問 題に関する基本方針」	1985.12.9 ①相互主義 ②日弁連指導監督 ③自國法と指定法に 限定 ④雇用、共同事業禁 止 ⑤理事会へ授權	・相互主義 ・日弁連登録必要 ・原資格国法及び指定法に限定 ・雇用及び共同事業の禁止 ・5年経験要件 ・ローフーム名使用禁止
1994年改正法 (1995.1.1 施行)	米 EC	5項目要求 ①雇用解禁 ②共同事業の許容 ③労務提供期間経験算入 ④ローフーム名称使用 の許容 ⑤国際仲裁代理の自由化	第1回外国弁護士 問題研究会	・特定共同事業の許容 ・雇用禁止の維持 ・労務提供期間経験算 入 ・ローフーム名称使 用 ・国際仲裁代理の自由 化	1993.12.3 ①相互主義の緩和 ②特定共同事業の容 認 ③職務経験年数、名 称、仲義に關して は外弁研の提言に 従う	・任意の相互主義 ・特定共同事業の許容 ・労務提供期間の経験算入 ・所属ローフームの名称使用 の許容
1996年改正法 (1996.9.1 施行)	第1回外弁研提言	国際仲裁代理の自由化	国際仲裁代理研究 会	国際仲裁代理の自由化	1996.2.22 国際仲裁代理の自由化	・外國弁護士及び 国際仲裁手続代理を認 める ・外國法事務弁護 士による国際仲裁手續 である
1998年改正法 (1998.8.13 施行)	規制緩和推進計画 米 EU	・雇用、共同事業の制限 廃止 ・経験要件の緩和 ・第三国法取扱禁止の撤 废	第2回外国弁護士 問題研究会	・特定共同事業の目的 として涉外性ある訴 訟を含む ・経験要件を3年とす る ・第二国法取扱の許容 ・第三国法の取扱の 許容	1997.12.18 ①特定共同事業の目 的として涉外性ある 訴訟を含む ②職務経験要件3年 以上 ③第三国法の取扱の 許容	・特定共同事業の目的として涉 外性ある訴訟を含む ・職務経験要件を3年に短縮 ・第三国法取扱の許容
2003年改正法	司法制度改革審議会 米 EU	・特定共同事業の見直し ・雇用禁止の検討	国際化検討会	<意見の大勢> ・共同事業自由化 ・雇用解禁		・日本弁護士と外国法事務弁護 士との共同事業の自由化 ・外国法事務弁護士による日本 弁護士の雇用の解禁

諸外国における外国弁護士受入制度について



法務省大臣官房司法法制部参事官
大塙 亮太郎
Ochiai Ryotaro

- 一 はじめに
- 二 諸外国の外国弁護士受入制度
- 三 おわりに

一 はじめに

本弁護士の雇用の許容、外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）と日本弁護士の共同事業の自由化等を含んだ内容となつており、これらの部分の施行は、法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、現時点で施行日は定まっていないが、これにより、我が国の外弁制度は、法律サービスの利用者・供給者双方のニーズを反映したものとなると同時に、諸外国の外国弁護士受入制度と比較しても自由化の進んだレベルの高い制度となるものと考えている。

二〇〇三年七月一八日、第一五六回国会において、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」（以下「外弁法」という。）の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、同月二五日公布された。今回の外弁法の改正は、外国法事務弁護士による日式（相互に自由化の要望事項、回答を交換するもの）によるサービス

貿易交渉が本格化しており、二〇〇三年九月の閣僚会議を終えて、山場を迎えるとしている。同交渉においては、外国弁護士受入制度を含む法律サービスも交渉の対象になっている。

本稿では、このような外弁法改正やWTOでの動きを受け、諸外国における外国弁護士受入制度を概観する。外国弁護士問題研究会編「外国弁護士問題研究会報告書」（一九九三年九月三〇日）、日本弁護士連合会編「弁護士制度に関する海外調査報告書—MDPを中心として—」（二〇〇一年五月）等の資料を参考にしたが、限られた資料に基づいたため、記載内容には、既に変更されている部分、実際の運用との齟齬等不備な点が多くあろうかと思われるが、ご容赦願いたい。もとより、本文中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることは言うまでもない。

二 諸外国の外国弁護士受入制度

1 アメリカ合衆国（米国）における外国弁護士受入制度

(一) 外国弁護士受入制度の導入状況

アメリカ合衆国（以下「米国」という。）における外国弁護士受入制度の導入状況については、二〇〇三年八月末現在において、米国では、ニューヨーク州など二三州及びコロンビア特別区（ワシントンDC）が外国弁護士受入制度を設けているのに対し、二七州については同制度を設けていないようである。

二〇〇一年の州別対日輸出額からすると、米国内全州の対日輸出額に対し、カリフォルニア州、ニューヨーク州、ワシントン州等、外国弁護士受入制度を設けている州（以下「開放州」という。）の対日輸出額の占める割合は、全体の七八・八%、約八割に及んでおり、米国において、日本と密接な貿易関係がある地域の多くは、おおむね外国弁護士受入制度を有していると言えるが、相互主義の観点からは、その開放度は、満足のいくものではない。また、規制緩和の対話をする際に、日米の外国弁護士受入制度の対称制を論ずる上でも、外国弁護士受入制度があることが大前提となるのであるから、米国の全州・区で外国弁護士受入制度を早急に導入することが望ましいと考えている。

(二) 外国弁護士の法律事務の範囲

登録等を経て当該開放州内で法律活動を認められた外国弁護士（Foreign Legal Consultant等。以下「登録外国弁護士」という。）の法律事務の範囲については、資格取得国法、国際法を取り扱えるほか、以下のとおりとなっている。

① 当該受入州の法律については、全開放州において、原則として取り扱えないとしているようである。ただし、ニューヨーク州が、同州において、ニューヨーク州法に関する法的助言を行う正式な権限と資格を有する者の助言に基づいて法的助言を行うことは可能としている（リーガル・コンサルタントの免許付与に関する上訴裁判所規則）ほか、同様の規定を設けて

いる州も数州存在する。

(2) 第三国法については、ニューヨーク州、コロンビア特別区など少数の州・区では第三国法の取扱いを可能としているが、開放州のほとんどの州では、第三国法は取り扱えない、あるいは、原則取り扱えないといった、特定の者からの助言に基づく場合等一定の場合に限り、第三国法の取扱いを可能としているようである。

(3) 登録外国弁護士となるための職務経験要件

登録外国弁護士となるための職務経験要件については、申請直前の五年から八年のうち、三年から五年以上の実務経験要件を定めている州が多い。たとえば、ニューヨーク州及びミシガン州は、申請直前五年のうち三年以上の実務経験を必要としているが、この申請直前要件は、我が国の外弁法の職務経験要件にはない要件である。

(4) 外国弁護士による現地弁護士の雇用

登録外国弁護士による現地弁護士の雇用については、開放州のほとんどで可能とされているようである。

ニューヨーク州、アリゾナ州、インディアナ州、マサチューセツ州及びユタ州では最高裁判所規則等に、登録外国弁護士と現地弁護士との共同事業を許容する旨の規定があり、オハイオ州について、WTOのGATS約束表で明確に登録外国弁護士との共同事業を否定しているほかは、他の開放州のほとんどが、同約束表で登録外国弁護士と現地弁護士との共同事業が可能である旨約束している。

の雇用が可能である旨約束している。

(5) 外国弁護士と現地弁護士との共同事業（パートナーシップ）登録外国弁護士と現地弁護士との共同事業（いわゆるローカル・パートナーシップ）については、開放州のほとんどで可能とされておりようである。

2 連合王国（英國）

(1) 外国弁護士の法律事務の範囲

連合王国（以下「英國」という。）においては、訴訟代理、Probate（裁判所における遺言検認手続の開始に際して法律上要求されている書面の作成）、不動産取引等一定の書類作成等の行為を除き、ソリスター（事務弁護士）とバリスター（法廷弁護士）による法律事務の独立ではなく、法律相談、契約書等の書面の作成を行って報酬を受け取ることについては、資格のある専門職に限らず、誰でも行うことができる。ただし、ソリスターまたはバリスターの名称を用

いて法律相談を行うことは禁じられている（一九七四年ソリシター法⁽¹⁾二〇条～三三条）。

したがって、外国弁護士についても、ロー・ソサエティ（法律家協会、ソリシターの職業団体）への登録の有無にかかわらず、英國において、訴訟代理等一定の行為を除き、資格取得国法はもちらん、同法以外の法（英國法を含む。）のアドバイスを含めた法律業務を行い、報酬を得ることができる。⁽¹⁾

（二）登録外国弁護士となるための職務経験要件

英國においては、登録外国弁護士となるための職務経験要件については、特段の規定もないようである。

（三）外国弁護士による現地弁護士の雇用

英國においては、登録外国弁護士が、ソリシターと多国籍パートナーシップ（Multi National Partnership (MNP)）を締結した場合には、ソリシターを雇用することができる、雇用されたソリシターはソリシターとしての業務を行うことができる（ソリシター業務規則四⁽²⁾）。

一方、未登録の外国弁護士については、ソリシターを雇用すること自体は可能であるが、雇用されたソリシターはクライアントに法律サービスを提供するなど、ソリシターとしての業務を行うことはできない（上記規則四⁽²⁾）。

また、登録外国弁護士、未登録外国弁護士がバリスターを雇用する場合についても、同様に、雇用されたバリスターはバリスター

としての業務を行うことができなくなる。⁽³⁾

（四）外国弁護士と現地弁護士との共同事業（パートナーシップ）

英國においては、登録外国弁護士とソリシターとのパートナーシップ（いわゆるローカル・パートナーシップ）は認められているが（ソリシター業務規則七^{(6)(a)}）、登録外国弁護士とバリスターとのパートナーシップは認められていないし、未登録の外国弁護士とソリシターまたはバリスターとのパートナーシップ（いわゆるインターナショナル・パートナーシップ）も認められていない（上記規則）。

3 フランス

フランスにおいては、現在、日本の外弁制度に相当するような外国弁護士受入制度は設けられていない。

フランスにおいては、一九九〇年に公布された弁護士法（以下「九〇年弁護士法」という。）が施行された一九九二年一月一日以前は、訴訟代理は弁護士であるアボカ（avocat）に独立されていたが、一般の法的助言、契約書等の作成は、特段の資格を必要とするところなく、誰でも報酬を得て行うことができた。また、外国弁護士については、一九七一年に公布された弁護士法施行前は、自由にコンセイユ・ジュリディック（conseil juridique 法律顧問）を名乗つて法律事務を行うことができたが、同法施行後は、コンセイユ・ジュリディックの資格名称を名乗るか否かにかかわらず、

コンセイユ・ジュリディックの名簿に登録することが要求され、しかも相互主義を満たす外国の出身者であることが要件とされた。

九〇年弁護士法施行前には、多くの外国弁護士が、コンセイユ・

ジュリディックと名乗って、法律相談等の法廷外業務に従事して

いた。

ところが、九〇年弁護士法は、アボカとコンセイユ・ジュリディックを統合して新アボカ（以下、九〇年弁護士法による「アボカ」を「新アボカ」という。）とする改革を行うとともに、無資格者が他人のために報酬を得て法律相談、契約書等の私署証書の作成を行うことを刑罰をもつて禁止することにより、新アボカが法律事務を独占することとなつた。これに伴い、外国弁護士でも、アボカまたはコンセイユ・ジュリディック名簿に登録していた者は、一九九二年一月から新アボカとなつたが、新アボカの資格を有しない外国弁護士については、特別の受入制度はなくなり、新アボカやローフームにトレーニーとして雇用されて仕事をすることのみが可能となるとともに、このような外国弁護士が個人の資格・名前で仕事をすることもできなくなつた。⁽⁴⁾

外国弁護士でも、フランス語によるフランス法の適性試験に合格すれば、新アボカとして完全な資格を取得し、フランス法を含めた法律事務を取り扱うことができるということであるが、実質的には、外国弁護士にとって、フランスの法律サービス市場への参入が困難になつたと言える。日本の外弁制度のように、特別な

試験を課されることなく、少なくとも当該外国弁護士の資格取得の法律を取り扱うこととする制度の導入が望まれる。

4 ドイツ

(一) 外国弁護士の法律事務の範囲
ドイツにおいては、レヒツアンバウト (Rechtsanwalt) が弁護士として訴訟代理権を独占するとともに、一般の法律事務を取り扱うことができる。

また、WTO加盟国の国籍保有者で、教育と資格の点においてドイツ弁護士に相当する職業に従事し、開業地の弁護士会に登録した外国弁護士（以下「登録外国弁護士」という。）は、資格取得国法及び国際法について法律相談業務を行うことができる（連邦弁護士法二〇六条一項）。しかし、登録外国弁護士にも、第三国法やドイツ法の取扱いは認められていない⁽⁵⁾。この点、第二国法については、一定の限度で取扱いを認めている我が国外弁法と比較しても、法律サービスの提供の上での制約となつてしているので、ドイツにおいても、資格を有する弁護士からの書面による助言に基づいた法律サービスを行えるようすべきものと考へている。

(二) 登録外国弁護士となるための職務経験要件
ドイツにおいては、ドイツの登録外国弁護士となるための職務経験要件について、特段の規定はないようである。

(三) 外国弁護士による現地弁護士の雇用

外国弁護士によるレビューアンバートの雇用については、特に禁止規定もなく、認められている。⁽⁶⁾

(四) 外国弁護士と現地弁護士との共同事業（パートナーシップ）
外国弁護士とレビューアンバートはパートナーシップの関係に入ることが可能であり、共同事務所を形成することもできる（連邦弁護士法五九a条）。

5 オーストラリア

(一) 外国弁護士受入制度の導入状況

オーストラリアにおける外国弁護士受入制度の導入状況は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、首都特別地域、北部準州、タスマニア州の五州で外国弁護士受入制度が導入されているが、クイーンズランド州、南オーストラリア州、西オーストラリア州の三州で未導入となっている。オーストラリアも米国と同様に連邦制を採っているため、各州ごとに異なる外国弁護士受入制度となっている。

(二) 外国弁護士の法律事務の範囲

オーストラリアにおいて、外国弁護士受入制度を設けている州（以下「開放州」という。）における登録外国弁護士の法律事務の範囲については、資格取得国法を取り扱えるほか、以下のとおりとなっている。

① 当該受入国（州）の法律については、全開放州において、

登録外国弁護士による取扱いを禁止している。

しかし、ニューサウスウェールズ州においては、外国法事務に付随して必要とされ、登録外国弁護士の被用者でないオーストラリア弁護士によるオーストラリア法に関する助言に明らかに基づくものである場合に限り、登録外国弁護士は、オーストラリア法に関する助言を行うことができる旨規定している（弁護士法四八ZS条）。

(二) 国際法及び第三国法については、全開放州において、登録外国弁護士による取扱いが認められていない。この点、国際法についてはこれを取り扱えるようにすべきであるし、第三国法についてはドイツについて述べたのと同様、資格を有する弁護士からの書面による助言に基づいた法律サービスを行えるようすべきものと考えている。

(三) 登録外国弁護士となるための職務経験要件

オーストラリアの開放州において、登録外国弁護士となるための職務経験要件は設けられていない。

(四) 外国弁護士による現地弁護士の雇用

ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、首都特別地域、北部準州の四州においては、各州の弁護士法で登録外国弁護士によるソリシターの雇用を認めている。

しかし、ニューサウスウェールズ州においては、登録外国弁護士に雇用された現地弁護士は、外国法に関する事務を行うことは

できるが、登録外国弁護士に対し、または登録外国弁護士が使用する目的でオーストラリア法に関する助言を行い、雇用中にオーストラリア法に関する事務を取り扱うことはできないものとされている（同州弁護士法四八二二条(3)）。ただし、登録外国弁護士のパートナーが一名存在し、それ以外に少なくとも一名の現地弁護士パートナーが存在する事務所に雇用された現地弁護士には、この規制は適用されない（同条(4)）。登録外国弁護士に雇用された現地弁護士の職務範囲について、ビクトリア州、北部準州にも同様の規定が置かれている。

これに対し、首都特別地域については、登録外国弁護士に雇用された現地弁護士の職務範囲には何らの制限も加えられないものとされている。

(五) 外国弁護士と現地弁護士との共同事業（パートナーシップ）

ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、首都特別地域、北部準州、タスマニア州の五州では、各州の弁護士法により、登録外国弁護士と現地弁護士とのパートナーシップは可能とされている。

6 中華人民共和国（中国）

中華人民共和国においては、一九四九年の中華人民共和国（以下「中国」という。）成立後、弁護士制度が創設されたものの、その後の反右派闘争、文化大革命によって機能しない状態を経た後、

一九八〇年に「弁護士暫定条例」が公布され、弁護士制度が整備されてきた。中国弁護士（法律）は国家公務員として国の事業単位である法律顧問所に配属され、訴訟代理を含めた法律活動を行っていた⁽¹⁾。しかし、その後、中国の経済改革・対外開放政策を受け、一九九六年五月一五日には「中華人民共和国弁護士法」（以下「中国弁護士法」という。）が公布され、一九九七年一月一日から施行された。これにより、中国弁護士は、国家の法律実務家から自由職業者としての法律専門家へ移行した⁽²⁾。

外国弁護士については、一九九二年一〇月、「外国弁護士事務所が中国において弁事處を設立することに関する暫定規定」が制定されたことにより、中国司法部の認可等を経た後、中国国内に事務所を設立することができるようになり、一九九七年に施行された中国弁護士法においても外国弁護士事務所の活動について規定された（同法五一一条）。

このように、中国における外国弁護士の活動は、事務所単位で認められる。中国がWTOに加盟（二〇〇一年一二月一一日）した時点では、外国弁護士事務所については、中国国内の特定の都市に一事務所しか設置できないこととされていたが、加盟後一年内に、その制限は撤廃されることになっている。

外国弁護士が外国弁護士事務所を通じて中国国内で法律事務を提供するには、国外における二年以上の実務経験が必要とされている。

外国弁護士の法律事務の範囲については、外国弁護士は資格取得国法及び国際法に関する法律相談を取り扱うことができるが、中国法及び第三国法の取扱いは認められていないようである。

外国弁護士事務所による中国弁護士の雇用は禁止されている（外国弁護士事務所駐華代表機構管理条例一六条）。

- (1) 前掲「外国弁護士問題研究会報告書」四〇頁、日本弁護士連合会ヨーロッパ調査団報告「ECC四カ国の弁護士制度と外国弁護士受け入れ制度」（一九九一・八）一〇七頁、前掲「弁護士制度に関する海外調査報告書—MDPを中心として—」一〇七頁参照。
- (2) 前掲「外国弁護士問題研究会報告書」四一頁等参照。
- (3) 前掲「外国弁護士問題研究会報告書」四七頁等参照。
- (4) 以上、前掲「外国弁護士問題研究会報告書」四八、四九、五一頁、前掲「ECC四カ国の弁護士制度と外国弁護士受け入れ制度」八三頁以下等参照。
- (5) 以上、前掲「外国弁護士問題研究会報告書」五九頁以下、「弁護士制度に関する海外調査報告書—MDPを中心として—」三四〇頁以下参照。
- (6) 前掲「弁護士制度に関する海外調査報告書—MDPを中心として—」三四二頁参照。
- (7) 大坪憲三「アジア諸国の弁護士制度」アジア法律研究所（一九八四・一・一五発行）一一一頁以下参照。
- (8) 濱田邦夫・楊育紅「中国弁護士制度の新段階」本誌vol.47 No.12（一九九六・一一）一四三頁以下参照。
- (9) 劉榮軍「中国における外国人弁護士問題〔上〕」国際商事法務vol.22 No.7（一九九四）七〇八頁以下参照。

II おわりに

今回の外弁法の改正により、我が国における外国弁護士受入制度は、世界でも相当自由化の進んだものとなる。これにより、外国弁護士の日本の法律サービス市場への流入が急速に進むという見方もあるが、他方で、日本の弁護士が国際化し、諸外国の法律サービス市場に打って出ていくという積極的な姿勢も求められる。開放度の高い外国弁護士受入制度があるところに、我が国の弁護士が進出する需要も生ずると考えているが、併せて、より緩和された外国弁護士受入制度が存在しないために、内外のユーザーが不利益を被っていることを具体的に主張していくことも、外国政府等に規制緩和を要望していく上で重要なことも確かである。

前記のとおり、現在、WTOのサービス貿易交渉が行われているほか、日米規制緩和対話の日米のサービスの自由化に関する専門家会合や日EU規制改革対話といった協議の機会が毎年設けられているが、我が国の弁護士の国際化、ひいては我が国の弁護士の内外のユーザーのためにも、今後も、外国政府等に対し、あらゆる機会を通じて、外国弁護士受入制度について必要な規制緩和を実現するよう粘り強く求めていきたい。

一人の外国法事務弁護士が見た 外弁法の歴史と課題



東京弁護士会 外国特別会員
垣貫ジョン
Kakinuki, John

- 一 はじめに
- 二 外弁法の歴史
- 三 外弁法の今回の改定
- 四 外弁法の今後の課題

一 はじめに

士(foreign legal consultant)制度を調査した。そして、各制度のうち、最も規制が厳しいと思われるいくつかの要素を取り入れることにした。すなわち、各制度にはそれぞれ比較的保守的な部分と比較的リベラルな部分が混在しているのにもかかわらず、日本は、いずれか一つの制度を包括的に導入するのではなく、いくつかの制度の最も保守的な部分のみを採用したのである。

このような背景があつたため、外弁法は一九八六年の制定以来、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下、「外弁法」という。)の歴史には糺余曲折があつた。当初、日本の大外務省及び法務省並びに日弁連は、欧州の数カ国及びアメリカ合衆国の複数の州を中心に、世界各国の様々な外国法相談

うにその解釈と運用は必ずしもそうであるとは限らない。いずれにせよ、外弁法がこの段階に至るまで一七年間も要しており、この一七年間における国際的な法律業務に対する過剰な規制が日本経済の「失われた一〇年」(Lost Decade)に寄与してきたこと、(という。)とその所属する事業体(ローファーム)が、日本の景気回復に向けられた様々な経済活動をサポートするために十分な力を発揮することができなかつたことは事実である。

今回の外弁法の改正により、今後は、日本における国境をまたぐ国際的な案件に対する法律業務が行いやすくなると思われる。

日本弁護士(以下、「日弁」という。)の大手涉外事務所も、この機会に、合併等により規模を拡大したり、外弁事務所との特定共同事業を開始する動きを既に見せてている(その多くは、二年後に施行される改正法の下では、「外国法共同事業」に転換されるものと思われる)。他方で、最近開催され、大成功を収めたロー・エイシア東京大会におけるパネル・ディスカッションなどに見られるように、韓国や中国のような隣接国は、日本の直近の改正外弁法ではなく、過去の外弁法の姿をモデル法として参考にしている。その結果、過去に日本が採用した過剰な規制によって、今度は他のアジア諸国へ進出をめざす日弁のローファームが、日本で外国のローファームが経験したのと同じような困難を経験することになるのではないかと懸念される。

前述のとおり、外弁法は、二年後に施行される今回の改正を含むこれまでの改正の結果、かなり進歩的な内容になった。日本経済が低迷しているこの時期に、さらに多くの外弁のローファームが日本に進出し、あるいは既にある外弁事務所が規模を拡大し、日弁事務所との間で外国法共同事業を営んで、国際的な法律業務を行うことになるのかは、時と共に明らかになるであろう。

本稿では、外弁法の歴史、外弁法の今回の改定及び外弁法の今後の課題について、一人の外弁(私)の立場から論じる。

二 外弁法の歴史

1 問題として指摘された規定

外弁法が一九八六年に制定された当初、外弁の承認を受ける申請をした者は資格取得国における五年以上の職務経験が要求され、外弁事務所や日弁事務所においての職務経験または第三国においての職務経験(例えばニューヨークの弁護士がロンドンで、あるいは香港の弁護士がパリで外国法相談士としての経験)を有していても、それを算入することはできなかった。この要件は、いくつかの国や州の最も厳しい規定を組み合わせたものであり、結果的に上がりつた外弁法は、参考にした大半の国や州における規定より厳しいものであった。所属ローファームの他の国の事務所で働くことに関心を持つ弁護士の多くは、自分の国以外の複数の国で本国

の法律に関する法律事務の経験を有しており、本国のみにおける五年間の職務を義務付けることは、所属ローファーム内におけるその者の将来のキャリアプランに悪影響を及ぼす危険があるので、この職務経験要件には問題があった。

また、外弁の承認の申請の要件として、その申請者が職務経験を有する原資格国（またはその原資格国が連邦国家である場合はその申請者の州）には外弁法と実質的に同等な取扱い、すなわち、日弁に対する相互主義が要求されていた。その当時、アメリカ合衆国のいくつかの主要な州は相互主義の保証が認められるように、外国法相談士の制度を制定しまたは成文化・明文化したのであった。

次に、外弁事務所の名称としては日本で登録された外弁の氏名を使用することが義務付けられ、その所属ローファームの名称を自分の氏名が付いた事務所名称に附加する以外、ローファーム名称を使用することが禁じられていた。附加的にしかローファームの名称が使えないということは、依頼者や相手方に對し混同を生じさせ、該当ローファームのグッドウィル（信用・のれん）にも害を与えることになった。そして、外弁パートナーが異動するたびごとに事務所の名称を変更しなければならない、という非現実的かつ不合理な事態を招いた。

さらに、当時、日弁連や単位弁護士会の役員の中には、外弁法は日本で行われる仲裁事件の準拠法または争点が外弁の原資格

国法または指定法（指定法とは、通常外弁が資格を有する他の国、またはその原資格国が連邦国家の一州である場合はその他の州である）に含まれるとても、その外弁の国際仲裁事件における代理行為を許容していいという見解があった。実際、仲裁事件において外弁が相手方当事者を代理することができない、との異議が相手方代理人から申し立てられたため、当事者が途中で新たに代理人を探さざるを得なくなつた例もあったと言われている。

同様に、たとえその外弁事務所が当該第三国に事務所を有し、またはその外弁事務所には当該第三国の有資格者が存在しているとしても、外弁は、その原資格国法及び指定法以外の法律（いわゆる第三国法、「third country law」）に関する法律事務を行ってはならないものとされていた。他方、日弁は、その第三国の有資格者の助言を受けたか否かを問わず、全世界のあらゆる国の法律を取り扱うことができるときとされたのである。

外弁法の規定のうち、おそらく最も重要で、最も長い議論と数回の外弁法改正の課題となつたのは、外弁が日弁を雇用したり日弁と共同の事業を営んだりすることを禁じた外弁法の規定である。

2 諸外国からの、外弁法についての規制緩和の要請

これらの外弁法の過剰な規制に対しては、一九八六年の外弁法成立当初から米国、EU諸国、オーストラリアなどの政府、日本

における複数の外国商工会議所、米国法曹協会（ABA）など諸外国の弁護士会などが批判的で、規制の撤廃や緩和を要請し続けてきた。その要請を要約すると、以下のとおりである。

- (6) (5) (4) (3) (2) (1)
職務経験要件の撤廃または緩和
所属ローファームの名称使用の許容
国際仲裁手続における代理の確認
第三国法取扱い禁止の撤廃
雇用禁止の撤廃
共同事業禁止の撤廃

このころから数回にわたり、日弁連、法務省と外務省、そして

いわゆる「第一次外弁問題」ないし「第三次外弁問題」を取り上げた。外国政府や外国団体、そして最後に日本経団連までが上記の要請の全部か主な部分を繰り返し日本政府と協議をしてきた。残念ながら、日弁連の強い反対が継続したため、各々の規制緩和の要請に対し少しずつ、必ずしも満足いくほどではない、不完全な法改正が数回行われた。そのため、数回改定された条文が複数ある。

3 数回にわたる改定

- (1) 一九九四年改正

問題研究会を設置し、一九九四年六月にその提言を踏まえて最初の外弁法の改正が行われた。職務経験要件が少し緩和され、五年のうち、日本における日弁または外弁に対する労務提供の期間を二年まで算入できるようになつた。また、WTO協定の成立に伴い、承認申請の要件から、その申請者の原資格国がWTOのような条約の加盟国であれば日弁に対しての相互主義が適用されなくなつた。さらに、所属ローファームの名称を使用することが一定の条件下で許容された。そして、共同事業禁止の原則に対する例外として一定の範囲で日弁との「特定共同事業」という制度（以下、「TKJ」という。）が制定された。

ただし、一九九四年の改正において職務経験要件の期間はまだ長く、第三国においての外国法相談士としての職務経験がまだ算入できなかつた。また、TKJの目的とすることができない法律事務として、訴訟事務をはじめ、様々な法律事務が挙げられていた。その制限は厳しく、外弁と日弁が共にできる事業の範囲が不明確で、非現実的であつた。必要とされていたのは、外弁が日本の裁判所における訴訟代理をすることではなかつた。必要だつたのは、单一の法律事務所として日弁と共に依頼者のすべてのニーズに応えられる、いわゆる「ワンストップ・ショッピング」だつたのであり、依頼者である企業もそのような法律事務所を必要としていた。また、外弁とTKJを営む日弁は五年以上の職務経験が要求され、そのうち二年まで、外国における外国法相談士とし

ての労務提供を算入することができた。共同事業の目的に対する制限が厳しすぎたため、TKJを営む外弁事務所・日弁事務所と外弁・日弁が非常に少なかった。次に、外弁が国際仲裁手続において代理することができないと言われるケースが増え、仲裁代理ができるとの確認が必要となつた。また、第三国法取扱い禁止及び日弁雇用禁止が依然として残存していた。したがつて、米国、EUなど、外国政府や外国団体が日本政府に対しても再び前述の規制緩和を要請した。

(2) 一九九六年改正

一九九六年六月に外弁法がさらに改正され、日本に登録された外弁またはその事件のために来日した外国弁護士の国際仲裁手続における代理が確認・許容された。このときに至つてようやく、

日本は多くの諸国同様にその国の弁護士以外の、他の国の弁護士による仲裁代理を認めることになり、他の先進国と肩を並べるようになつたのである。ただし、後述のように、現在もなお、司法制度改革推進本部のADR検討会において、外弁など、日弁ではない者は日本において仲裁人になつたり、調停・あっせんなどのADRの主宰者または代理をしたりすることができるかどうか疑問があるとの指摘がある。

(3) 一九九八年改正

さらに、一九九六年三月の閣議決定により規制緩和推進計画が改定された後、日弁連と法務省が第二次外弁問題研究会を設置し、

一九九八年五月にその提言を受けて三度目の外弁法の改正が行われた。職務経験要件がさらに緩和され、第三国においての外国法相談士としての経験年数を算入できるようになり、職務経験年数が五年から三年に短縮され、そのうち算入できるようになり、日本における日弁または外弁に対する労務提供の期間を二年から一年にした(TKJができる日弁の職務経験の年数は短縮されず、五年のままであった)。また、第三国法の取扱いについて、その第三国の有資格者の書面による助言を受けたことを条件として、第三国法の取扱いができるようになつた。そして、TKJの目的の制限、すなわち外弁と日弁が共にできる事業に対する制限がある程度緩和され、渉外的要素を有する訴訟事務などの法律事務を対象にすることができるようになつた。

しかしながら、一九九八年の改正において、第三国法取扱いについての条件が日弁には適用されないという不平等は残存している。すなわち、例えばそのファームはある第三国にオフィスを有しその国と法制度での経験のある外弁であつても、自分の原資格国法または指定法でない限り、書面による助言を受けなければならぬのに対して、海外で勉強も経験もしたことがない、その国の言葉が読めなくとも日弁は何らの制約をうけることなくその第三国の有資格者に相談もしないでその国の法律についての業務を行なうことができる。日弁雇用禁止も残存していた。

また、TKJについて、禁止列挙が許容列挙に変わり当初の制

度より利用できるものとなつたが、改正後のTKJの目的の制限がまだあまり現実的ではなかつたため、TKJを営む事務所の数や外弁・日弁の数がまだ少数にとどまつた。

これに対して、米国、EUなど、外国政府や外国団体は引き続き改革への要請を行つた。そして、一〇〇一年六月、司法制度改革審議会は、「二一世紀の日本を支える司法制度」という報告書の中で次のように述べた。

- 弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。

- 日弁と外弁等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えばTKJの要件緩和等を行うべきである。

TKJ制度については具体的に次のような問題点が指摘された。

- ◎TKJの目的が制限されており日弁事務所及び外国のローファームが自由に提携できないことに起因する問題点
 - 外弁並びに外弁が所属するローファームの知識や経験を活用できる分野が限られてしまうことによつて、TKJ体制が、依頼者にとっての真のメリットである質・量ともに充実した法律サービスの一元的な提供を促す結果になつていな。
 - 外弁が関与できず、TKJの目的として処理できない日弁固

有の法律事務が存在することから、日弁と外弁並びにそのローファームとが完全に一体化した組織を構成することができず、日弁と外弁並びにそのローファームとの協働行為からもたらされる相乗効果に限界がある。

◎TKJの表示に起因する問題点

- 「〇〇法律事務所、××外国法事務弁護士事務所、特定共同事業事務所」のように別名称を列記することが義務付けられているため、それぞれの事務所並びに外弁事務所が所属するローファームが密接な協力体制のもとに活動する共同事業としてのアイデンティティ及びメリットが依頼者に完全に伝達されないおそれがある。

- 法令上の義務を履行する限り、名刺、便箋（レターへッド）、その他書類上や入り口の看板の記載事項が不必要に増え（特に日本語・英語を併記した場合）、かえつて依頼者を混乱させ、依頼者へは常にその組織構造につき説明が必要となつている。
- TKJの目的に該当しない、日本企業同士の純国内法案件のための、日弁事務所のみの便箋も用意しなければならず、所員によるその使い分けが困難であり業務遂行に支障をきたし、さらにアイデンティティ、グッドウィル、依頼者による信用等の形成へマイナスに作用するおそれがある。
- ◎日弁事務所と外弁事務所との制限的共同事業であることに起因する問題点

- ・会計の分離を強いられるため、労力とコストの無駄が生じ、最終的に依頼者もこれを負担することになる。

- ・TKJは一体としての雇用ができないため、特定共同事業事務所における日弁事務所の日弁パートナー、日弁アソシエー

トまたは外弁アソシエート、外弁事務所の外弁パートナー、外弁アソシエートは、各自、自らが遂行する業務の受任関係、性質、指示・監督・報告関係などを明確にしなければ作業を開始できず、適正かつ迅速な法律事務遂行の障害になるおそれがある。

・意見書、報告書、その他依頼者等のために作成する書類は一
事務所の連名形式となり、TKJに対する理解と信頼を得ることが難しい。

(4) 一九九九年改正

この年の改正は法務省による他の法改正との調整のための形式的な改定であった。

(5) 二〇〇〇年第一回改正

二〇〇〇年六月は、弁護士法人制度が導入されたときであった。それとともに、三年間の職務経験要件に日本国内の外弁・日弁のほかに、弁護士法人に対する労務提供を一年まで算入できるようになつた。

弁護士法人制度の導入に伴い、日弁は二個以上の事務所を設置することができるようになつた。ただし、外弁法による外弁と日

弁とがTKJができるのは一事務所に限定された。すなわち、日弁に対する一事務所禁止が解禁されたのに対し、外弁に対する一事務所禁止がそのままであつた。

この当時、また新たな異変が起きた。以前から、日弁事務所の中での経営弁護士の氏名ではなく地名やその他作った名称を利用する法律事務所がある。最近、TKJを営む日弁事務所の中で、その相手の外弁事務所が所属するローファームに近い名称を使う法律事務所が存在する。例えば、Alpha, Bravo & Charlie 外国法事務弁護士事務所とABC法律事務所や、XYZ外国法事務弁護士とXYZ法律事務所のような名称が最近見られる。二〇〇一年の弁護士法並びに外弁法の改正はTKJを営む弁護士法人の名称について一切触れておらず、日弁事務所が経営弁護士の氏名以外の名称を利用することができ以前から制限されないにもかかわらず、日弁連は、弁護士法人の名称について、外弁事務所またはその所属するローファームと類似する名称を利用してはならない、という新たな会規と規則を提案した。複数の外弁は、自分たちと共にTKJを営む日弁の事務所名称についての問題であり、外弁がTKJの相手の日弁事務所の名称も併記する義務を負うので、その規定を審議する臨時総会に出席し意見を述べようとしたが、「外弁と直接利害関係がない」と言われ、討論の機会も議決権も拒否されてしまつた。

(6) 二〇〇一年第二回改正

二〇〇一年一一月、商法の改正に伴い、TKJの目的に含まれる渉外的要素のある法律事務のうち、外国企業の日本現地法人の依頼による事件の定義が変更された。この改正はほとんど形式的なものであった。

三 外弁法の今回の改定

1 改正の経緯

前述の司法制度改革審議会の提言を受け、二〇〇一年一二月、内閣に、司法制度改革推進本部を設置し、その中の国際化検討会は二〇〇一年一月から二〇〇三年五月まで一四回にわたって主に日弁と外弁等との提携・協働、すなわち外弁による日弁の雇用及び外弁と日弁の共同事業の規制緩和・撤廃について議論した。その結果、次の方向で外弁法と弁護士法を改正することになった。

- ・外弁による日弁の雇用を禁止する規定を撤廃する。
- ・外弁と日弁または弁護士法人の共同事業及び収益分配を禁止する規定を撤廃する。
- ・TKJ制度を廃止する。

この内容に対して、特に日弁の雇用並びに日弁のみではなく弁護士法人との共同事業について日弁連は強く反対したが、多数のコンセンサスで上記の方向が採用されることになった。そして、弁護士法及び外弁法の改正案は、二〇〇三年七月に国会を通過し、

弁護士法の主な改正は二〇〇四年四月に施行され、外弁法の主な改正は二〇〇五年に施行される予定である。外弁法改正の施行が同時に改正された弁護士法より一年も後に行われるには、日弁連はその実施のための会規と規則を制定するのに時間を要するからと言われている。

2 改正外弁法の趣旨と課題

まず、外弁による日弁の雇用を禁止する規定を撤廃することになつたが、外弁が権限逸脱行為を行うことの防止措置として、当該外弁が行うことができる業務の範囲を超える法律事務（以下、「権限外法律事務」という。）の取扱いにつき、被雇用日弁または被雇用外弁に対し、雇用関係に基づく業務上の命令を禁止する規定を設けた（改正外弁法第四九条）。この条文の目的は、要するに、外弁が（第五条の三に基づく国際仲裁手続以外）日本法を取り扱うことを見止すためであり、その趣旨は理解できないわけではない。しかし、被雇用外弁までこの条文が及ぶのは行き過ぎだと思う。例えば、ロンドンのローファーム所属の外弁事務所のイギリス資格の外弁パートナーが同じEU法域内のフランス資格の外弁アソシエートに、ロサンゼルスのローファーム所属の外弁事務所のカリフォルニア州資格の外弁パートナーが同じ合衆国内のニューヨーカ州資格の外弁アソシエートに、業務上の命令ができなくなることになるのか。その合理性・必要性はどこにあるのであるうか。

また、外弁パートナーが日弁アソシエートを雇用してもその日弁アソシエートが日本法を取り扱わざ外弁パートナーと同じ範囲の業務しか取り扱えなくなるのは非現実的との批判もある。しかし、その立法者の目的は、外弁パートナーが日弁とGJK、すなわち、日弁とパートナーになるかどうか決めるまでしばらく一緒に働くないと判断しにくいとの理由でこの形で雇用禁止を撤廃したという。筆者としては、その立法目的が理解できないわけではない。

さらに、外弁と日弁の共同事業及び収益分配を禁止する規定を撤廃することについて、特定の範囲の法律事務を取り扱うTKJ制度の代わりに「外国法共同事業」という制度（以下、「GKJ」という。）が制定された（改正外弁法第四九条の二）。そこで、日弁または弁護士法人とGKJを営む外弁が、相手方の日弁が自ら行う法律事務であってその外弁の権限外法律事務の取扱いにつき、「不当な関与」をすることを禁止する。この「不当関与禁止」は現行TKJ制度にも存があるので、同様に解釈されることとなるであろう。

次に、外弁の事務所の名称に関しては、従来、外弁は、自らが所属する原資格国のローファームの名称を使用できるとされていたが、今回の改正により、GKJにおいて日弁と共に取り扱う法律事務の範囲に制限を設けていない、いわゆる「完全一体型」である場合には、「外国法共同事業」という文字を入れることを条件に、そのGKJの相手方である日弁または弁護士法人の事務所と同一の名称を使用できることとされた（改正外弁法第四九条の五）。

これに対し、外弁が日弁と共に取り扱う法律事務の範囲に制限がある、いわゆる「別体型」のGKJを選択した場合には、日弁または弁護士法人の事務所と同一の名称を使用することは許されておらず、外弁事務所名称に「外国法共同事業を営む」旨及び相手方である日弁事務所名称を附加することが義務付けられる（改正外弁法第四九条の四）。

この点に関しては、外弁とGKJを営む、相手方となる日弁または弁護士法人が、外弁が所属する本国のローファームと同一の名称を使用してよいか、という問題が、深刻に議論されている。

この点について、弁護士法は外弁法と異なり、何の規制も設けておらず、現在、日弁連は、新たな会規として、「弁護士法人及び法律事務所の名称等に関する規程」を設けることを提案している。日弁連の規程案によれば、日弁または弁護士法人は、改正外弁法により外弁が日弁または弁護士法人の事務所と同一の名称を使用することができるとされている、GKJが取り扱う法律業務の範囲に制限がない、前述の「完全一体型」の場合と、日弁が外弁に雇用されている場合を除いて、外弁の所属ローファームと同一またはその要部を含む名称を使用してはならない、とされている。その理由として、日弁連は、改正外弁法第四九条の五には、完全一体型のGKJに限って同一名称の使用を認めようとする立

法趣旨が読み取れること、「別体型」など、完全一体型ではないG K Jの場合に、日弁による外弁所所属ローファームの名称の使用を認めると、依頼者にその日弁とそのローファームとの関係などについて誤解を生じさせること、完全一体型の共同事業において同一名称を使用するには、「外国法共同事業」という文字を入れることが要求されるのに、それが要求されない場合に同一名称の使用を認めることからも、依頼者の誤解を招くおそれがあることなどを述べている。しかし、この考え方には、自由であるべき日弁の事務所名称に対して不合理な制約を加えるものであるという強い批判がある。改正外弁法第四九条の五についても、一定の場合に外弁が日弁と同一の名称を「使用することができる」場合を定めているだけであり、今回の改正弁護士法にはそれに対応する制約が定められていないことと合わせて考えてみても、日弁が外弁またはその所属ローファームと同一の名称を使用できる場合を制限することの根拠になるとは言えないようと思われる。また、G K Jの形態として、完全一体型ではなく別体型を選択している場合であっても、日弁の事務所が外弁の事務所と継続的なG K Jの関係にあることは事実なのだから、その外弁の所属ローファームの名称を日弁の事務所が使用したからといって、依頼者に何らかの不当な誤解が生まれるとは考えられない。

四 外弁法の今後の課題

上述の課題の他に、今回の外弁法改正は、いくつかの問題を残したと思われる。

外弁にとつても、先にも述べたように、G K Jの相手方となる日弁または弁護士法人の事務所の名称がどうなるのかは重大な関心事であり、特に、外弁がG K Jの相手方の日弁または弁護士法人の事務所の名称を併記する義務を負っていることからすれば、法律的にも利害関係があるので、日弁および弁護士法人の事務所名称について合理性のない規制が加えられることには、懸念を抱かざるを得ない。

また、前述のように、二〇〇一年の弁護士法改正で弁護士法人制度が採用され、日弁は弁護士法人を設立すれば二個以上の事務所を設置できるのに、外弁はまだ二個以上の事務所を設けることができない（外弁法第四五条第五項）。また、弁護士法人とG J Kを営む場合も、その弁護士法人の主たる事務所に限定される（改正外弁法第四九条の五）。この違いには合理的な理由が何もなく、外弁事務所にも二個以上の事務所を設けることが許容されるべきだと思われる。

同じく、日弁は条件なしで第三国法を取り扱うことができるのに、外弁にはその第三国の有資格者の書面による助言を受けると

の条件が付く。この違いにも合理性がなく、日弁に理由なく特権を与えてはいるとしか言えない。第三国法についても、外弁は日弁と同様に取り扱うことが許容されるべきだと思われる。

前述のように最近、司法制度改革推進本部のADR検討会において、外弁など、日弁ではない者は日本において仲裁人になつたり、調停・あっせんなどの裁判外の紛争解決手続（ADR）の主宰者をしたりADRの代理をしたりすることができるかどうか疑問があると指摘している。この解釈は国際慣習とは逆方向への進言であり、日本におけるADRの健全な発展を育もうとするADR検討会の目標そのものを妨げる可能性がある。もしそのような狭義の解釈が通説になれば、再び同様な議論が繰り返され、同様な改正が要求されることになるであろう。

上記は、外弁法の過去と将来について、一人の外弁（私）の見解を述べたものである。

（外国弁護士及び国際法律業務委員会幹事）

